二十二　改正後平成六年改正法　平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年改正法をいう。

二十三　平成八年改正法　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）をいう。

二十四　平成十三年統合法　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）をいう。

二十五　廃止前農林共済法　平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。

二十六　廃止前昭和六十年農林共済改正法　平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。

二十七　改正前協定実施特例法　平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）をいう。

二十八　改正後協定実施特例法　平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正後の協定実施特例法をいう。

二十九　平成二十五年改正法　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）をいう。

三十　改正前厚年令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下「平成二十七年整備政令」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）をいう。

三十一　改正後厚年令　平成二十七年整備政令第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令をいう。

三十二　改正前国年令　平成二十七年整備政令第二条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）をいう。

三十三　改正後国年令　平成二十七年整備政令第二条の規定による改正後の国民年金法施行令をいう。

三十四　改正前昭和六十一年経過措置政令　平成二十七年整備政令第三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）をいう。

三十五　改正後昭和六十一年経過措置政令　平成二十七年整備政令第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令をいう。

三十六　改正前平成六年経過措置政令　平成二十七年整備政令第四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号。以下「平成六年経過措置政令」という。）をいう。

三十七　改正後平成六年経過措置政令　平成二十七年整備政令第四条の規定による改正後の平成六年経過措置政令をいう。

三十八　平成九年経過措置政令　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）をいう。

三十九　平成十四年経過措置政令　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）をいう。

四十　昭和六十一年国共済経過措置政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。

四十一　平成二十七年国共済経過措置政令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）をいう。

四十二　昭和六十一年地共済経過措置政令　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。

四十三　平成二十七年地共済経過措置政令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）をいう。

四十四　昭和六十一年農林共済改正政令　農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）をいう。

四十五　沖縄特別措置令　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）をいう。

四十六　改正前協定実施特例政令　平成二十七年整備政令第九条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という。）をいう。

四十七　改正後協定実施特例政令　平成二十七年整備政令第九条の規定による改正後の協定実施特例政令をいう。

四十八　第一号厚生年金被保険者　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

四十九　第二号厚生年金被保険者　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

五十　第三号厚生年金被保険者　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

五十一　第四号厚生年金被保険者　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

五十二　第一号厚生年金被保険者期間　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

五十三　第二号厚生年金被保険者期間　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

五十四　第三号厚生年金被保険者期間　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

五十五　第四号厚生年金被保険者期間　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

五十六　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者　改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。

五十七　旧国家公務員共済組合員期間　国家公務員共済組合の組合員であった者の平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

五十八　旧地方公務員共済組合員期間　地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。